

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 2 月 7 日付けの特別児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

子供の年令、発達、生活状況・状態が障害軽度とは伴わない。○
○センター○○医師・○○医師も判断・判定に疑問を持たれていま
す。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年12月2日	諮問
令和5年2月16日	審議（第75回第1部会）
令和5年3月1日	処分庁へ調査照会
令和5年3月16日	審議（第76回第1部会）
令和5年3月16日	処分庁から回答を収受
令和5年4月10日	審議（第77回第1部会）
令和5年4月21日	請求人へ調査照会
令和5年5月1日	審議（第78回第1部会）
令和5年6月13日	審議（第79回第1部会）
令和5年6月27日	請求人へ調査回答の提出期限について（通知）
令和5年7月4日	審議（第80回第1部会）
令和5年8月9日	審議（第81回第1部会）
令和5年10月6日	審議（第82回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 認定・受給資格

特別児童扶養手当（以下「手当」という。）は、法2条1項の規定に該当する障害児（以下「障害児」という。）の父又は母が障害児を監護するとき等、法3条の規定が定める支給要件に該当する場合において、当該支給要件に該当する父又は母等（以

下「受給資格者」という。)が、法5条1項の規定に基づき、都道府県知事に、障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師等の診断書等(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(以下「法施行規則」という。)1条)を添付して申請し、受給資格及び手当の額に係る当該知事の認定を受けた上で支給されるものとされている。

(2) 認定の方法(認定要領・認定基準)

ア 障害児については、法2条1項において、20歳未満であって、同条5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいうとし、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとしている。

これを受けて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)は、同令別表第三(令和3年政令第348号による改正前のもの。以下「政令別表」という。別紙2参照)において各級の障害の状態を定めている。さらに、政令別表について、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべき基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日付児発第576号厚生省児童家庭局長通知)別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(以下「認定要領」という。)の別添1において「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められている。

イ 認定要領2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うこととする。

ウ 認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととする。

エ 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うこととする。そして、本件児童の障害の状態は、提出された本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなるとしている。

オ 精神の障害については、政令別表及び認定基準によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を 1 級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を 2 級とする。そして、認定要領 2・(3)は、精神の障害の程度の判定に当たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととする。認定要領 2・(3)・イは、政令別表における 2 級「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

また、認定要領 2・(5)・イは、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うこととし、同・ウにおいて、必要な場合には、同・イの原則にかかわらず適宜必要な期間を定め

再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとする。

カ 認定基準第7節・2において精神の障害が区分されており、「知的障害」については、その認定に当たって、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされている。また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされている（認定基準第7節・2・D・(3)）。

また、各等級に相当すると認められるものとして、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する。なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられるとされている（同・(2)）。

さらに、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている（同・(4)）。

キ 認定基準第7節・2・E・(1)は、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって

その症状が通常低年齢において発現するものをいうとしている。

ク 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うとされている。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされている（認定基準第7節・2・E・(2)）。

また、各等級に相当すると認められるものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する（同・(3)）。

さらに、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている（同・(4)）。

ケ 認定要領は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく、法定受託事務に係る処理基準であり、精神又は身体に障害を有する児童についての手当の支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものである。

(3) 市町村長の經由

法施行規則15条は、同規則第1章の規定（1条ないし15条）によって請求書、届書又は申請書を都道府県知事に提出する場合においては、当該受給資格者又は受給者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）を經由しなければならないとして

いる。

(4) 受給資格喪失の通知

法施行規則 24 条 1 項は、都道府県知事は、手当の受給者の受給資格が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失通知書をその者に交付しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、本件児童の障害の原因となった傷病名は「知的障害」であり、精神障害の合併症は「自閉スペクトラム症」であるとされていることから（別紙 1・1 及び 3）、認定基準第 7 節・2・E・(1) 及び本件診断書における発達障害関連症状の記載を踏まえると、認定基準第 7 節「精神の障害」のうち、「知的障害」及び「発達障害」に基づき、判定すべきこととなる。

- (1) 本件診断書によれば、本件児童に係る「知能障害等」としては、「知的障害」があるとされ、その程度・症状としては、軽度と判定され、言葉だけでは理解が十分でなく、周囲の様子を見て理解することも多いとされている。また、本件児童の IQ は 55 と判定されている（別紙 1・7）。

「発達障害関連症状」としては、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」があるとされ、その程度・症状としては、他者の意図理解が難しく、関わりがパターンの的になりやすく、表出語彙自体の乏しさもあるとされていることから（同・8）、一定の症状があることは認められる。

「問題行動及び習癖」としては、「興奮」、「多動」、「自傷」、「排泄の問題（尿失禁、便失禁）」及び「食事の問題（偏食）」があるとされるが、これらの具体的な記載は、「おもうようにならないと、多少かんしゃくや自分で爪をかんだりする。道路のとびだしがあったが減っている。しかい、外出先では大人の見守りは必要で、登校は親がつきそっている。家庭では時間でトイレ誘導

してもいやがり、もらすのでおむつ。」とされ（同・11）、大人の見守りは必要であるものの、自傷の程度は著しいものとはいえ、道路への飛び出しが減ってきていることから興奮及び多動も軽減しているものと判断できる。また、尿失禁及び便失禁がありおむつを必要とするものと認められるが、その程度が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとはまでは判断できない。

「日常生活能力の程度」については、洗面及び入浴が「全介助」、食事が「半介助」、排泄が「おむつ必要」、衣服が「ボタン不能」、危険物が「大体わかる」、睡眠が「時々不眠」とされ、具体的記載は「家庭では全介助で食べさせていることが多い。夜間中途覚醒あり。入眠困難もみられる。」とされているが（同・13）、食事についての全介助は家庭内に限定されており、一定程度の介助や注意が必要ではあるものの、日常生活能力が著しく低いとはまでは認められない。

そして、「要注意度」は、「随時一応の注意を必要とする」とされ（同・14）、「医学的総合判定」として「大人の見守りが常に必要で、介助量も多い。」とされている（同・15）。

そうすると、本件児童の知的障害については、日常生活において一定程度の介助や注意が必要であるものの日常生活能力が著しく低いとはまでは認められないこと、知能検査による知能指数がおおむね50以下のものが2級に相当すると考えられるところ、本件児童のIQが55と判定されていること等を踏まえると、認定基準において2級に相当する障害の状態として例示する「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」（認定基準第7節・2・D・(2)）に至っているとは認められない。

また、発達障害については、興奮、多動及び自傷といった発達

障害の症状は認められるものの、自傷の程度は多少かんしゃくを起こしたり、自分で爪を噛んだりするに留まっており、著しいものとはいえ、道路への飛び出しが減っていることから興奮及び多動も軽減しているものと判断でき、日常生活能力が著しく低いとまでは認められない。

そして、知的障害及び発達障害ともにその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされているところ（１・(1)・カ及びク）、知的障害及び発達障害の精神の障害について、日常生活の様々な場面及び本件児童の諸症状を総合的に判断すると、認定要領２・(3)・イが２級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書の記載から、本件児童の障害の程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（２級）の状態に至っているとは認められず、政令別表に定める障害等級は「非該当」と判断することが相当である。

(2) 以上のとおり、本件児童の障害の程度は、法令に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、「軽度知的発達遅滞である。意識障害、精神症状、問題行動が少ない。要注意度が随時一応の注意を要する程度である。」として、法令に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

(3) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が本件児童に係る請求人の手当の受給資格を喪失させた本件処分を、違法又は

不当ということはできない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3のとおり、本件意見書を添付した上で、本件処分は違法・不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。
- (2) ところで、本件意見書には、別紙3のとおり、「令和3年11月1日付の本人の状態を前回の診断書より詳細に記載いたしましたのでご参照ください。」と記載されているものの、本件審査請求書及び弁明書には、当該詳細に記載した書類が添付されておらず、審査会においてその内容を確認することができなかった。このため、審査会は、処分庁に対して、行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査を実施し、以下の内容の回答を得た。

ア 本件処分後の請求人に係る手当の受給資格の認定状況について

(ア) 令和4年4月21日、請求人は、本件児童を支給対象障害児とする処分庁宛ての特別児童扶養手当認定請求書及び本件担当医が同月19日付けで作成した本件児童についての特別児童扶養手当認定診断書（以下「新規診断書」という。）を〇〇区長に提出した。同区長は、上記各書類を受理の上、同年5月18日に処分庁宛てに提出し、同月20日に処分庁は受理した。

(イ) 審査医は、新規診断書について認定要領及び認定基準に基づき審査し、本件児童の障害の程度は政令別表に定める2級に該当すると判定した。

(ウ) 処分庁は、上記(イ)の審査結果により、請求人に対して手当の認定処分を決定し、令和4年8月5日付けの認定請求書を交付した。そして、同月10日、請求人に対し、同年5月分から7月分までの手当が支給された。

イ 本件処分後に請求人から提出された診断書

新規診断書（写し）のとおり

- (3) 上記(2)の調査回答によると、請求人は、本件処分後、新規診断書により再び手当の受給資格の認定を受け、令和4年5月分から手当を受給していることが認められる。このため、審査会において、本件診断書と新規診断書のそれぞれの診断時点の本件児童の障害の状態を比較したところ、新規診断書の「⑦知能障害等」及び「⑧発達障害関連症状」の程度・症状等を具体的に記載する欄は、いずれも本件診断書のものより詳細に記載されていた。また、新規診断書の「⑩精神症状」欄は「6不安」が追加され、その状態についても、程度・症状が具体的に記載されていた。さらに、新規診断書の「⑪問題行動及び習癖」の程度・症状等を具体的に記載する欄は、本件診断書より増悪した内容に変更されており、「⑭要注意度」欄は、本件診断書では「随時一応の注意を必要とする」とされていたものが、「常に嚴重な注意を必要とする」とされ、「⑮医学的総合判定」欄も本件診断書よりも増悪した内容の所見であることが読み取れた。
- (4) 上記(2)の処分庁の調査回答及び上記(3)の新規診断書の記載内容から、審査会は、本件意見書に記載されている「前回の診断書（本件診断書）より詳細に記載した書類」は新規診断書と推測するものの、新規診断書の記載内容が本件診断書作成時点のものと特定するに足る確証が得られなかったことから、請求人に対して、本件診断書の診断時点の障害の状態と新規診断書の診断時点の障害の状態との相違点について、医学的な見地から説明した書面の提出を求める行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査を実施した。その後、請求人から、当該調査回答の提出期限について延長希望があったため、改めて提出期限を設定し、延長後の期限までに、医学的な見地から説明した書面又は当該書面の提出が延長後の期限以降になる場合はその理由が書かれた書面の提出を求めたが、当該延長後の期限を過ぎて

も、請求人からはいずれの書面の提出もなかった。

以上のことからすると、請求人の主張は理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1 ないし別紙3 (略)